

第74号議案

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

平成24年12月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

芦屋市立あしや温泉の施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、駐車場の使用
料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例（平成7年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（業務時間及び休業日）

第4条 あしや温泉の施設の業務時間及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 業務時間

- ア 温浴施設 午後2時から午後11時まで
- イ 駐車場 午前11時から午後11時まで
- ウ 給湯場 午前11時から午後11時まで
- エ 足湯 午前11時から日没まで

(2) 休業日

- ア 火曜日、第1水曜日及び第3水曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- イ 1月1日から1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、同項に規定する業務時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

第5条の2中「入浴料」の次に「及び駐車場使用料」を加え、「市長が」を「市長は、」に改め、同条を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

（駐車場使用料）

第5条の2 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分までごとに100円とする。

ただし、温浴施設の利用者にあつては最初の1時間30分以内、足湯の利用者にあ

っては最初の30分以内は無料とする。

- 2 市長は、特に必要と認めるときは、駐車場の使用料の全部又は一部を免除することができる。

第6条を次のように改める。

(入場の制限)

第6条 市長は、あしや温泉を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 酩酊していると認められるとき。
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) あしや温泉内を著しく不潔にし、公衆衛生に害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (4) 発火、引火又は爆発のおそれのある危険物をあしや温泉に持ち込むおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理上支障があると認められるとき。

第8条中「市長」を「市」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(管理の代行等)

第8条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、あしや温泉の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により、指定管理者にあしや温泉の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。
 - (1) あしや温泉の使用の許可に関する業務
 - (2) あしや温泉の運営に関する業務
 - (3) あしや温泉の施設、設備等の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、あしや温泉の管理に関する業務のうち市長が特に必要と認める業務
- 3 第1項の規定により、指定管理者にあしや温泉の管理を行わせる場合の第4条第2項、第6条、第8条の規定の適用については、第4条第2項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、

第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第8条の次に1条を加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市立あしや温泉の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市立あしや温泉の管理を指定管理者に行わせるとともに、駐車場の使用料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 業務時間及び休業日（第4条関係）

あしや温泉の業務時間及び休業日を次のとおり規定する。

ア 業務時間

- (ア) 温浴施設 午後2時から午後11時まで
- (イ) 駐車場 午前11時から午後11時まで
- (ウ) 給湯場 午前11時から午後11時まで
- (エ) 足湯 午前11時から日没まで

イ 休業日

- (ア) 火曜日，第1水曜日及び第3水曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
- (イ) 1月1日から1月3日までの日（(ア)に掲げる日を除く。）

ウ ア及びイにかかわらず，市長は，特に必要と認めるときは，業務時間若しくは休業日を変更し，又は臨時に休業することができる。

(2) 駐車場使用料に係る規定の整備（第5条の2及び第5条の3関係）

ア 駐車場の使用料の額は，30分までごとに100円とする。ただし，温浴施設の利用者は最初の1時間30分以内，足湯の利用者にあつては最初の30分以内は無料とする。

イ 市長は，特に必要と認めるときは，駐車場の使用料の全部又は一部を免除することができる。

ウ 既納の駐車場使用料は，還付しない。ただし，市長は，特別の事由があると

認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(3) 入場の制限（第6条関係）

市長は、あしや温泉を使用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

ア 酩酊していると認められるとき。

イ 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。

ウ あしや温泉内を著しく不潔にし、公衆衛生に害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。

エ 発火、引火又は爆発のおそれのある危険物をあしや温泉に持ち込むおそれがあると認められるとき。

オ その他あしや温泉の管理上支障があると認められるとき。

(4) 管理の代行等に係る規定の整備（第8条の2関係）

ア 市長は、あしや温泉の管理を指定管理者に行わせることができる。

イ 指定管理者に行わせる業務は、次に掲げる業務とする。

(ア) あしや温泉の使用の許可に関する業務

(イ) あしや温泉の運営に関する業務

(ウ) あしや温泉の施設、設備等の維持管理に関する業務

(エ) その他あしや温泉の管理に関する業務のうち市長が特に必要と認める業務

ウ あしや温泉の管理を指定管理者に行わせる場合に必要な読替規定を設ける。

(ア) 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、業務時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(イ) その他所要の読替規定

(5) その他規定の整理

3 施行期日

(1) 2(2)、(3)及び(5)の規定 平成25年4月1日

(2) 2(1)及び(4)の規定 平成26年4月1日